

令和5年度 第2回埼玉県光学機械器具・レンズ、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会

日 時 令和5年9月 19日(火) 14時00分～
場 所 埼玉労働局 15階会議室

次 第

1 開 会

2 定足数の確認 公益代表委員 名
労働者側代表委員 名
使用者側代表委員 名

3 配付資料の確認

4 議 題

(1) 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について

(2) その他

資 料

- No.1 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳
(光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業)

- No.2 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果早見表(光学機械器具・レンズ、時計・
同部分品属製造業)

- No.3 埼玉県の最低賃金リーフレット

- No.4 消費者物価指数の対前年上昇率の推移(7月更新)

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

光学

No 1

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額 小数点以下切り上 げ	昨年時間額
1			169,400	7.92	158.00	1,070	1,050
2			175,000	8.00	161.33	1,085	1,060
3			175,000	8.00	161.33	1,085	1,060
4			179,000	8.00	158.00	1,133	1,070

2023時給平均	1093
2022時給平均	1060

引上げ額・引上げ率・影響率の早見表

最低賃金額	引上げ額(円)	引上げ率(%)	影響率(%)	備考
1,022	0	0.00	6.1	
1,023	1	0.10	6.5	
1,024	2	0.20	6.6	
1,025	3	0.29	6.6	
1,026	4	0.39	7.5	
1,027	5	0.49	7.5	
1,028	6	0.59	7.5	
1,029	7	0.68	7.5	
1,030	8	0.78	7.5	
1,031	9	0.88	9.1	
1,032	10	0.98	9.2	
1,033	11	1.08	9.2	
1,034	12	1.17	9.2	
1,035	13	1.27	9.2	
1,036	14	1.37	9.5	
1,037	15	1.47	9.5	
1,038	16	1.57	9.5	
1,039	17	1.66	9.5	
1,040	18	1.76	9.5	
1,041	19	1.86	9.6	
1,042	20	1.96	9.6	
1,043	21	2.05	9.6	
1,044	22	2.15	9.6	
1,045	23	2.25	9.6	
1,046	24	2.35	9.8	
1,047	25	2.45	9.8	
1,048	26	2.54	9.9	
1,049	27	2.64	9.9	
1,050	28	2.74	9.9	
1,051	29	2.84	10.6	
1,052	30	2.94	10.6	
1,053	31	3.03	10.6	
1,054	32	3.13	10.6	
1,055	33	3.23	10.9	
1,056	34	3.33	11.2	
1,057	35	3.42	11.2	
1,058	36	3.52	11.7	
1,059	37	3.62	11.7	
1,060	38	3.72	11.7	
1,061	39	3.82	11.7	
1,062	40	3.91	11.7	
1,063	41	4.01	11.7	
1,064	42	4.11	12.4	
1,065	43	4.21	12.4	
1,066	44	4.31	12.4	
1,067	45	4.40	12.4	
1,068	46	4.50	12.4	
1,069	47	4.60	12.4	
1,070	48	4.70	12.4	
1,071	49	4.79	12.8	
1,072	50	4.89	12.8	
1,073	51	4.99	12.8	
1,074	52	5.09	12.8	
1,075	53	5.19	12.8	
1,076	54	5.28	12.8	
1,077	55	5.38	12.8	
1,078	56	5.48	12.8	
1,079	57	5.58	13.1	
1,080	58	5.68	13.1	
1,081	59	5.77	13.4	
1,082	60	5.87	13.4	

埼玉県の最低賃金

令和5年9月1日更新

地域別最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県最低賃金	1,028円	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者（特定最低賃金の適用業種で働く労働者で、適用が除外される者も含む）	令和5年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	1,006円 (注2※)	左記の事業場で働く労働者。 ただし、以下の者を除く。	令和4年12月1日
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,013円 (注2※)	1 18歳未満又は65歳以上の者	
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,013円 (注2※)	2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの	
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	1,022円 (注2※)	3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者	
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	1,018円 (注2※)	4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。
(※「埼玉県非鉄金属製造業最低賃金」、「埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金」、「埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金」、「埼玉県自動車小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が適用されます。)
- 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
- 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法
・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

最低賃金コーナーはコチラ⇒



◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉労働局
労働基準監督署

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：%)

区分	年・月	令和4年			令和5年							令和4年10月～ 令和5年7月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
全国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	3.9	4.2
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	3.9	4.5
	さいたま市	4.5	4.4	4.8	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4	3.8	3.5	4.1
	Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8		
	Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9		

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注)

- 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 4 「令和4年10月～令和5年7月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。